

No.	評価対象施策名	所管部局
3	人権の尊重	市民部、教育委員会事務局

● 施策評価の実施（第3回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（所管部局から資料「施策評価調書」に基づき説明）

委員長 施策目的の1番と2番の違いが見えにくいと思います。

この部分について、御説明をお願いします。

所管部局 市民課では、主に人権啓発ということで、広く市民一人一人に対する人権尊重理念を深めるための啓発を行うことが方針になっています。

所管部局 社会教育課では、主に社会教育の関係者、学校の教職員及び行政関係者を対象にしています。

人権教育を主体的に進めている立場の人に人権という課題について認識してもらいながら、具体的に実践してもらおうことができるように学習をもらうということが狙いの一つです。

もう一つは、子どもの人権に関わる問題について、子ども自らが家族の関わりや他人への思いやりの心を持っていただきたいということで、子どもの心に訴えることをテーマにしながら、具体的には映画会というシンプルな方法で子どもへの事業を実施しています。

委員長 目的の書き方という問題かと思われます。

現在の記載内容では、どのような状態にしたいのかの欄について、どちらかと言えば最終的なゴールみたいところが書かれていますので、施策目的の1番と2番の内容が同じになってきます。

もう少し中間的なことを記載いただいても良かったのかなと思います。

指導者を育てて、その指導者を通じてこのようなことを実現するという記載方法のほうが結果的に見えやすかったのではないかと思った次第です。

このことについて、特に指摘をして、おかしいということではなく、施策目的を一読し、分かりにくかった点を御説明いただき、分かったということで、ありがとうございました。

もう一点お尋ねします。

個別計画として京丹後市人権教育・啓発推進計画がありますが、この計画は、

法律に基づくものなのか、それとも市が独自に策定されているものなのでしょうか。

所管部局 人権教育・啓発推進法に基づき、国や京都府が計画を策定されています。

その理念に基づき、地方公共団体の責務として市でも計画を策定しています。

委員長 外部から見て、10年計画の総合計画の中で定めているのに、同じ10年計画の人権教育・啓発推進計画を策定され、似たようなことを書かれているというのが、かえって分かりにくくなっている面があるというのが率直な感想です。

市が人権の尊重について、何をやっているのかを見るのに、総合計画も見て、実施計画も見て、市人権教育・啓発推進計画も見て、予算なども見なければよく分からないというのは、いたずらに多段階化しているような気がしますので、お尋ねした次第です。

自主的に策定されているのであれば、総合計画があるので策定しなくても良いのではないかと思ったのですが、国や京都府と合わせて実施しなければならないようだがというような内容の指摘を書かせていただこうと思います。

所管部局 策定している市町村とそうでない市町村があると思われます。

総合計画で代えるというところもあると思いますが、総合計画では具体的な施策など細かい内容まで触れにくいところもありますので、そういったところを補完する下部計画ということで策定しています。

委員長 なかなかこの何十もある政策のテーマの全てに市民が興味を持つということはないので、総合計画では大まかに記載して、市の人権教育・啓発推進計画を作ることによって、関係者の間でよりがんばれるとかいうことがあれば、策定するということだと思います。

できれば多くの市民の方に市政の全体像を知ってもらおうと思うのであれば、単純な全体計画のほうが良いというような問題があるのだろうと思っています。

目的レベルでの御意見御指摘があればお願いします。

委員 法律を尊重して実施されている施策だと思われますので、施策評価調書の内容を見ている限り、目的レベルでは特に意見はありません。

委員長 ほかの委員の皆さんも御意見などはありませんか。

委員長 次に施策評価調書に記載されている事務事業についての御意見などをお願いします。

委員 人権啓発推進団体等負担金の人権啓発推進団体負担金で4団体の負担金を負担しています。

これらの団体ではどのような事業が実施されているのでしょうか。

所管部局 まず、京丹後市人権啓発推進協議会等負担金についてですが、協議会等となっていますが、人権啓発推進協議会に対しての負担金が何十万円かあります。

人権啓発推進協議会は、京丹後市全域を活動範囲とされている29団体で構成されており、市内全地域での人権啓発に関する推進活動を行うことを目的に平成18年に設立されています。

構成団体としては、保護司会、人権擁護委員協議会、丹後教育局や京都府丹後広域振興局、民生児童委員協議会などのいろいろな団体がありますが、そういった団体の中で情報共有をしていただくことと、市や市以外が計画する事業に対して連携しながら参加、協力していただく、それから各構成団体が計画された人権に関する研修などにわずかではありますが補助金を交付するというような活動をしています。

その原資ということで約60万円の負担金を支出しています。

京丹後人権擁護委員協議会負担金については、人権擁護委員協議会が活動される上での負担金ということで、委員お一人に対して年間2万円を支出しています。

委員長 委員からの質問の御主旨としては、市役所本体で実施されている事務事業については、評価調書の記載内容から事業の目的や実施内容が一目で分かるようになっていますが、負担金などについては、負担金を適正に支出しただけの記載になっているのが、どうでしょうかという趣旨かと思えます。

委員 そういうことです。

所管部局 個別の中身が分かりにくいということですね。

委員長 その部分を評価調書へあらかじめ調べて記載してもらうとか、その部分をもっと的確に把握することはできないでしょうかということだと思いますが、いかがでしょうか。

所管部局 人権擁護委員協議会や保護司会の負担金については、各年度の出納状況が総会の際に明らかになっていますので、確認はできます。

行政評価委員会などの場には、これまでからそういった内容は出していませ

んが、明らかにすることは可能です。

人権啓発推進協議会については、市民課が事務局であることから、年1回、総会で事業報告や決算報告をさせていただいています。

委員長 たまたま施策を構成する事業数が少なかったので気付いたという面がありますので、この施策に限ったことではないがという前置きが必要と思われませんが、負担金などについて、どのように使われたのかということについて、調書に具体的に記述して欲しいということになると思います。

決算附属資料で現在の内容のように細かく記載されているのは、恐らく、議会でも、予算をどれだけ支出し、そのことにより何をしたかを理解して、そこから効果を推定するという趣旨のものでありますから、負担金の類も支出して何になったのかは誰もが知りたい点だと思います。

大まかにでも構いませんので、この負担金で何をしたのかまで記載されていれば、この決算附属資料が生きてくるという指摘になると思います。

所管部局 大まかに言うと、人権啓発推進団体活動の活性化ということになってしまいます。

委員長 どんなことをやってということが書いてある時点で、市民や議会、私たち委員会にとっては、それで活性化につながるのかどうか、そこを推定する材料になると思います。

ということで、負担金で何をしたのかまで記載をお願いしたいと思っています。

委員 協議会や団体に対して支出されている負担金と補助金について、何か区別があるのでしょうか。

また、協議会へ支出されている負担金が仮にゼロになった場合はどうなるのでしょうか。

所管部局 人権擁護委員や保護司会の関係の負担金について申し上げますと、例えば人権擁護委員は法務局が事務局となりますので、本市からの負担金がなくても一定の活動費は出ることになると思われませんが、無報酬で活動いただいていますので、かなり活動が制限されてくる面があると思われれます。

委員 負担金というのは、補助金ではないので、支出先で行う事業に余り条件が付いていないということになるのでしょうか。

所管部局 協議会などの構成する団体でお金を出して、事業をやりましょうというときに、協議会を構成するメンバー全員が負担金を出すことになります。

協議会では、市は協議会を構成する団体の一員となり、一緒に活動を行っていきましょう、その代わり活動に必要な経費を負担しましょうということになります。

補助金は、市が施策を行っていくための誘導策として支援を行うという性質になりますので、負担金と補助金はこのあたりでは趣旨が違ってきます。

委員長 一緒にやろうと声掛けをして協議会を作っておきながら、急に協議会を抜けるということになると難しい部分があるということですね。

委員長 説明してもらうのを忘れていましたが、参考資料として配布されている平成25年度人権生活相談にかかる各種相談日程表について、事務局から説明をお願いします。

事務局 本日評価する施策の中で、相談事業がいくつか出てきますので、本資料を参考に配布させていただきました。

参考資料に記載されている市民相談と多重債務相談が施策評価調書の市民相談事業で行っている事業です。

参考資料の無料法律相談が施策評価調書の法律相談事業で行っている事業になります。

参考資料の女性相談が、本日、この施策の次にヒアリングを行っていただく男女共同参画の推進の施策における男女共同参画推進事業で行っている事業ということになります。

委員長 この資料自体は、広報紙やホームページに掲載されていたり、回覧板で市民に見てもらったりしているものでしょうか。

所管部局 広報紙では、この資料のように一覧表という形ではなく、相談事業があるときに合わせて、毎月掲載しています。

委員長 こういった相談が、いつどこでありますということを掲載されているということですね。

所管部局 はい。

ホームページには、まとめて掲載しています。

委員長 人権の尊重について、実施方法や内容などについて、御意見などもあろうか

と思いますので、お気付きの点があればお願いします。

委員長 法律相談事業について、参考資料を見ると、市が無料で行っている事業もあれば、テレビ電話による無料法律相談もあり、京都府が行っている無料法律相談もあります。

また、弁護士事務所が市内にないのかと言えば、市内に4つも弁護士事務所が存在します。

施策評価調書に記載されている所管部局の歳出抑制の考え方では、この無料法律相談の開催回数を減らすと記載されていますが、そもそもこの無料法律相談を現在も市が実施しなければならない状況にあるのでしょうか。

弁護士を呼んで、無料で法律相談が受けられるというように、そこまで手厚く市が実施する必要性が今でもあるのかという点について、やや疑問に思いますがいかがでしょうか。

所管部局 合併当初は、市の主催で年間12回の無料法律相談を開催していました。

その当時は、市内に弁護士事務所が1軒もなく、いわゆる司法過疎という状況にありました。

その後、平成18年に法律事務所が開設され、現在は4か所の法律事務所が開設されています。

以前と比べると、市が無料法律相談の機会を設ける必要性は少しずつ薄れてきているとは考えています。

その中で、市が実施する無料法律相談の回数を平成18年度から年間6回に減らし、平成23年度から年間5回に減らし、平成25年度からは年間4回という形に持ってきています。

そのほかにも司法書士会で登記・多重債務・法律相談を開催されています。

そういったものを組み合わせることで、できれば、毎月1回は、相談の機会が設けられるような形で、市が実施する無料法律相談の開催回数を減らしてきています。

本当にこれが法律に関する問題かどうかというのが分からない中で、相談料として約5千円を支払うことを負担に感じるという方がおられる中、徐々に市が実施する無料法律相談の回数を減らしていき、将来的には年間3回程度という予定を立てています。

御指摘のとおり、市が無料法律相談の機会を設けなくても、周りでだんだん環境が整いつつあるという状況になっています。

委員 長 弁護士事務所ももっと出て行かなければというように、昔と認識も変わってきていると思われますので、正直もっと縮小してはという気がします。

相談する段階で法律に関する問題かどうか分からないということに関しては、京都市内には法学部やロースクールを持っている大学が多い訳ですので、そういったところと協力してもらい、学生の教育も兼ねたような法律相談を実施しても良いのではないかと思います。

一つやり方を変えたとしたら、世の中の変化に合わせて変えてみても良いのではないかという気はします。

所管部局 法律相談窓口が増えてきているということはあるので、そういった機会をできるだけお知らせするようにはしています。

司法書士会で毎月第1木曜日に法律相談をされていますが、開設当初は、相談がほとんどなかったのですが、最近は、枠を増やすぐらいに相談が増えてきているということがあります。

機会として、こういった窓口がありますというようなことは、なるべくお知らせしたいと考えています。

委員 長 大学から学生の交通費などを要求された結果、高く付いたということでは意味がありませんので、大学の費用負担で京丹後市まで来てもらい、場所だけ市が提供するというふうには、お金を使わずにすることが大事と思いますが、工夫の余地はあると思います。

そのように法律を取り巻く状況は変わってきていると思いますので、行政評価の視点として発言させていただきました。

ほか御意見などはないでしょうか。

委員 長 人権の尊重の施策の中で、犯罪被害者支援事業があり、この事業は昨年度から始まった動きと思いますが、今年度は何か新しい動きがあるのでしょうか。

事業内容としては、犯罪被害者の方に見舞金を支給するというところだけのようなので、事業の目的に対し、このくらいのことしかできないのかと思う部分もあり、今年度新しい事業をされているのであれば、そこを教えて欲しいと思った次第です。

所管部局 まず、犯罪被害者等の支援等に関する取組を行うことが、犯罪被害者等基本法で地方公共団体の責務とされたところですので、法律に基づいて、犯罪の被害に関する事業に取り組んでいるところです。

実際の動きとしましては、そもそも犯罪被害者支援とはどういったことなのかということが、市民に全然知られていないという部分があるので、この部分の啓発をさせていただいています。

また、昨年度発生した傷害関係事案の1件に対し、見舞金の支給をさせていただきました。

制度設置後、連絡会議の開催に加え、民生委員や人権擁護委員の方などへ説明しました。

また、事業費を伴わないことから、評価調書には挙がっていませんが、広報などでポイント的な部分についての啓発関係の取組もしています。

しかしながら、多くの市民にも制度を知っていただきたいと思いますので、より一層の周知や啓発活動を行いたいと考えています。

相談関係の取組としては、京丹後警察署と本件の連携協力に関する協定を締結していますので、京都府警察本部内の犯罪被害者支援の組織に情報が入ると、こちらからも市へ情報が入ってくるようになっていきます。

委員 長 見舞金の金額は、京丹後市犯罪被害者等支援条例に関係なく、変更することができるのでしょうか。

所管部局 条例の中で見舞金に関する規定があり、要綱で金額を定めています。

委員 長 見舞金がどれだけ支援につながるのかという気もします。

また、ほかの施策では、数万円単位の事業についてもメスを入れている中で、この見舞金について1件10万円かと思うと、金額的に大きいような気もします。

この見舞金が行政としても犯罪被害者のことを気に掛けているというメッセージを伝えたり、地域の認識を変えたりするのに影響が大きいのでしょうか。

所管部局 相談に乗るなど、犯罪に遭われた方の苦しみを除くことが法律のできた趣旨ですので、犯罪による直接的な被害もありますが、更にマスコミの関係などのいろいろな二次的被害があり、精神的な被害も非常にあります。

そのため、専門の方にしっかり相談に乗っていただくという体制が施策の中

にあります。市の予算を伴うものではないため、評価調書には掲載されておらず、見舞金だけが表示されています。

先ほど説明した相談については、京都府やNPOが対応しているので評価調書には現れてきていません。

委員 長 見舞金の事業しかされていないという趣旨の意見ではなく、一般的にはそういった相談などのフォローが大事なような気がしますので、条例で規定されていることではありますが、見舞金が必要なのかということです。

犯罪被害が多いと思われる大阪では、見舞金を支給する制度はほとんどないように思われます。

所管部局 犯罪に巻き込まれ、周りからの風評被害などがあって、どうしても住居を変えなければならない場合には、財政的支援が必要な場合もかなりあります。

そういったこともあり、財政的支援を行っています。

傷害事件に遭われた方は、病院に掛かれて、相当な治療費を使われますので、そういう意味からいろいろな相談やケアも含めての一つとして見舞金があるということを御理解ください。

委員 長 見舞金が支給されればありがたいし、効果もあるとは思いますが。

本来は、損害を与えた側が賠償すべきことですが、ほとんどのケースで賠償能力がないため、賠償が行われず、そのはざままでこういった制度があるのだと思われます。

一方で、理屈詰めで畳み掛けられると説明がしづらい制度ではないかと思えます。

所管部局 平成23年3月に国が策定した第2次犯罪被害者等基本計画では、見舞金などの支給制度を設けなさいという内容がありますので、見舞金制度を設けさせていただいています。

委員 長 法的な要請もあるということですね。

所管部局 はい。

事務局 見舞金の金額について、近隣自治体の状況はどうなっているのでしょうか。

委員 長 他市でも火災に遭われた場合に二十数万円など見舞金を出すなど、一般的には、余裕があればいろいろな見舞金が出ていると思えます。

所管部局 資料の持ち合わせがありませんので、近隣自治体の関係を記載した資料を

のちほど
後程提出させていただきます。

所管部局 見舞金の金額については、条例を作るときに相当の議論がありました。

委員 長 被害に応じて金額が変わるのでしょうか。

所管部局 死亡の場合は、30万円で、傷害の場合は、10万円になります。

金額は、この額から増減することではなく、傷害に認定されれば10万円が支給されます。

委員 長 制度を悪用されることはないのでしょうか。

所管部局 犯罪被害者支援の関係は、被害届があったものについて、全て警察が調査します。

また、福祉の関係も合わせて調査を行います。

そういった調査の結果がないと支給はしないことになっています。

委員 長 犯罪被害者支援事業については、市の予算は使わずに相談事業をNPOなどで実施されており、良いことだと思います。

人権などに関しても、市民グループによる活動を行っていただき、そこに補助していくとか、京都府の地域力再生プロジェクト支援事業交付金を活用するとか、多様な人権メニューを増やしていくということは難しいのでしょうか。

人権の尊重は大事なことですが、どうしてもワンパターン化してしまう傾向にあると思いますし、同じような人が事業の実施者や対象者になるような形になりがちだと思いますので、民間のグループに人権に関わってもらい、多様なやり方を工夫していただくということは、されているのか、もっとできないのかという観点でお尋ねします。

委員 長 京都府の地域力再生プロジェクト支援事業交付金の審査をさせていただいていますが、成年後見人制度などの現在あるいろいろな課題に対して、市以外のグループで講師を招いてそういったセミナーをやってみたいということで、事業費の3分の2を京都府と市町村振興協会に負担してもらい、いろいろなセミナーやプログラムを行っている団体もあります。

こういった人権の問題についても、活性化させたり、新鮮味を出したりするためには、そういった手法もあるのではないかと思います。

市民力の関係の補助金を所管している市民協働課も出席されているので、それもあって発言しました。

所管部局 人権の関係の団体で実施していただけないような気がします。

委員長 人権に関する学習会などを自分たちでも実施してもらえるきっかけになるようなものとそのような制度の案内をセットですれば、同じ予算でも広がりが出るかもしれないというくらいアイデアです。

所管部局 NPOの代表者に講師としてお世話になるということはありますが。

所管部局 国において、人権擁護員制度といったしっかりした制度がありますので、NPOの入る余地が余りないのではないかと思います。

保護司会や民生児童委員など人権に関係しているような団体は、国において、かなり手厚くされています。

委員長 私の問題意識が間違っているのかもしれませんが、少しマンネリ化している部分があるのではないかなど。

どこの自治体でも人権の尊重は大事なことです、そんなに変化がないと言われていまして、予算の一部を使って、新しい風を起こすような仕掛けをしてみても良いのではないかなというよう指摘です。

所管部局 こういった研修会や映画会について、参加者が余り多くないのではないかなということで、いつも決算などで指摘を受ける内容です。

一時的に実施して終わるようなことではなく、いかに地道にしっかりと取り組んでいくかということも必要ではないかと思っています。

委員長 先ほど申し上げたことは、どちらかと言えば行政評価の視点かなと思いますが、予算の一部を使って、マンネリという言葉は適切ではありませんので、何か良い表現を事務局で考えていただければと思います。

所管部局 今年は、人気俳優の向井理が主演する映画の映画会をこの8月に開催しました。

その関係もあってか、若干若い女性の参加が多かったように思われました。

少しでも興味を持っていただけるよう内容を変えるなどをしてはいますが、いろいろなアイデアは確かに必要かと思われま

委員長 時には新しい変化も大事ではないかと言った上で、一例としては、従来関わってこなかった市民にも参加してもらえるような参加型でできるような取組を工夫してはどうかというよう指摘をさせていただくことになると思います。

所管部局 11月に人権啓発総合イベントとして、「みんなのつどい」を開催します。

参加型と言えるかどうか分かりませんが、毎年、人権作文の優秀作文に選ばれた作品を本人に朗読していただくということを、中学校に積極的に取り組んでいただいています。

その際に家族や友人が来られていますが、本人の朗読が終わると一斉に返られてしまうという状況もあり、そのまま残っていただければという思いがあります。

委員長 イメージとしては、他市の中には、団体というよりもイベントを行うために代表者を置いて一時的に作ったグループで、補助金を受けて1年に2回そういった勉強会を行い、発表会を行って、解散するというような形でできているところも多いようなので、京丹後市でもそのようなことがあっても良いのではないかと思います。

出席されている市民協働課にも市民力関係の補助金上で関係することになると思われます。

これまでからこういった取組をされていないので、おかしいという趣旨の指摘ではありません。

委員の皆さん、ほかに御意見などはありませんか。

委員 目標値などにある人権学習会への参加者数が、平成16年は450人だったのが、平成24年度は994人とがんばっておられるということですが、目標値には1,600人と大きな数値を掲げておられると思います。

そのような中で、人権教育や啓発は、法務局と京都府、そして市町村という形で連携して取り組んでおられると思います。

京都府でも同じような講演会をされるなど、この辺の棲み分けはどうなっているのでしょうか。

所管部局 こちらで開催されていることはありません。

以前、例えば平成19年に市が人権啓発総合イベントを開催した際には、京都府から共催で実施させて欲しいということで、乗って来られることもありましたし、今でもそういったことがあるかもしれません。

委員 どちらかと言えば、京都市内の京都市勧業館「みやこめっせ」などで開催されているのでしょうか。

所管部局 はい。

委員 こちらで京都府が開催する人権関係のイベントは、市が開催するものに共催という形ということですね。

所管部局 はい。

委員長 歳出抑制の観点から、御意見などはありませんか。

委員 無料法律相談については、所管部局から回数を4回に減少させるというお話がありましたので、この部分を更に抑制するという事は難しいでしょうね。

委員長 所管部局からはこの無料法律相談のことを歳出抑制の考え方へ挙げていただいています。

全部の事業が大事と言えば大事ですが、財政上の問題として言うのであれば、全体的に少しずつ事業費を薄くしていくというのが、普通に考えていくと考えられます。

人権教育事業、人権啓発推進事業、法律相談事業、市民相談事業などについて、回数を減らすなどして、予算を減らすということと、犯罪被害者支援事業の見舞金の金額を多少見直すということで抑制するというのが考えられそうですが、そういったことでよろしいでしょうか。

委員長 前提としては、これ自体はやめるということはあり得ない訳ですが、他方で市もやるし、ほかの機関やまた市民の努力と両輪になってやっていくものなので、財政が厳しい場合には、どちらかと言えば、市の予算は抑制しつつ、民間でのこういった努力を応援するという形でやらざるを得ないという意味ではありますが。

歳出抑制の考え方としては、このどれかが不要とか違うということではないように思います。

もちろん、法律相談事業だけ重点的に減らしてはと言っても良いかもしれませんが、どこでどれくらい減らすかという御判断は所管部局で御検討いただくことになると思いますので、この施策では全体的に金額を減らしていくということになるかと思います。

ということで、委員の皆さまから追加で御意見などはよろしいでしょうか。

委員長 今の議論を踏まえて、委員会で案を作って所管部局に事前にお渡しさせていただきますが、ここまでで所管部局から御意見やコメントなどがいただければと思います。

全体を通じての御感想でも結構ですのでお願いできないでしょうか。

所管部局 いろいろな視点から御意見をありがとうございます。

マンネリ化しがちなテーマにどうしてもなってしまうので、常に所管部局として見直しをしているつもりですが、いろいろな御意見をお聞かせいただいで、それを参考にさせていただきたいと思います。

確かに今のままで縮小していくということも、歳出抑制の観点から行けば考えられますが、もう少し内容を統合していくとか、本日御指摘をいただいた内容とは関係ありませんが、寄り添い支援総合サポートセンターを8月26日から開所しています。

開所に伴い、市民相談事業の中の市民相談と多重債務相談の部分もこちらのセンターへ移設しています。

これらの相談は、これまで大宮庁舎で行っていましたが、市民の利便性を向上させるために窓口を一本化しました。

また、市としても多重債務の相談が最近減ってきているということもあったので、その余力をそちらで一緒に使おうということで窓口を一本化したという面もありました。

そういった発想を全く変え、形を変えて市民にも行政にも良いような形を模索していきたいと思います。

人権というのは、重要な部分であり、いろいろな事例が発生しています。

そのため、まだまだ浸透させていけないといけないと実感していますので、そういった観点からがんばっていききたいと思います。

委員長 一つ聞き忘れていましたが、法律相談事業の中の丹後法律総合センター運営補助金がありますが、このセンターは、市が補助し続けないと運営がなかなか成り立たないのでしょうか。

歳出抑制の観点からは、この部分の補助金をなくすということも考えられないかなと思いますが、いかがでしょうか。

所管部局 負担金は自分達で出し合って運営していきますが、こちらは負担金ではなく、補助金になっています。

補助金ではなく委託という形に持っていくという方法もあるのかなと思っています。

既に法人の法律事務所が開設されている中で、この無料の部分弁護士へ補助するのではなく、相談者へ補助するなどによって、より相談者に来てもらいやすいような形もあり得るのかなと思います。

委員長 この部分に特記して補助金をなくすという意見を書くと大きな問題になるのでしょうか。

所管部局 これまでこちらからお願いしてお世話になってきたという経過がありますので、法律事務所が開所されてきたからやめるということは難しいと思います。

委員長 状況の変化の中で、丹後法律相談センターへの運営補助を本当に出していかなければならないのかということになってきたら、相手方にビジネスとして全て自力でもらったら良いのではないのかということも、歳出抑制の視点として特記しても良いかなと思いました。

委員 丹後法律相談センターは、毎週金曜日に大宮相談所が開設されていますが、平成24年度の相談件数は113件ということで、相談件数は、そんなに多くないと思います。

また、宮津相談所が毎週水曜日に開設されており、どちらにも相談に行くことができます。

その辺りで、財政的に非常に厳しいので、全体を薄くするという話がありましたが、この丹後法律相談センターも相談料として40分で5,250円を相談者が負担しなければいけません。急ぎの相談であれば、市内の法人の法律事務所へ相談するのとそんなに変わらないと思われま。

薄くするのであれば、この部分が考えられると思いました。

という意味では、何かの記述で残すべきかと思います。

委員長 人権の尊重の施策については、以上にしたいと思います。

(ほかの施策の評価終了後、所管部局から追加資料配布)

委員長 先ほど、市民協働課から犯罪被害者支援事業に関する追加資料をいただきました。

一覧表では、見舞金の支給対象要件と金額がどの自治体も全く同じになっていることから、こういった取組を行うのであれば、横並びの内容になるものと

思います。

ただ、横並びも大事ですが、自治体が自主的に決定できるものですので、財政面や効果面を考えて、場合によってはこれを減額するというのも理屈上は、考えられます。

条例や要綱で決められている内容ですので、条例などを改正する際になぜ本市だけほかの自治体と異なる内容にするのかと言われると、説明がしづらい部分はあるかもしれません。

この資料もいただいたということで、次回の委員会で説明があるでしょう。

● 前回委員会評価対象施策の再評価及び評価のまとめ（第4回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（事務局から資料「外部評価結果（案）」に基づき説明）

（所管部局から資料「委員会意見に対する所管部局補足説明・意見」に基づき説明）

委員長 施策目的の（1）について、市が策定している人権教育・啓発推進計画については、その策定について、法律で定められている計画ということですね。

そのことは分かりますが、詳しすぎる個別分野の事業計画を作ることによって、政策体系全体が見通しにくくなっている、分かりにくくなっている、施策間の総合調整を非常にに行いにくくしているような行政運営の仕方だという指摘を委員会からしているということになります。

総合計画の下に非常に充実した人権の個別計画があり、更にこの施策評価調書で計画のようなものを作っているということで、いたずらに多段階化しているということと、施策間の調整が非常にに行いにくくなっているということ、また、計画をチェックする審議会や関係者に意見を聞いたら、その分野については充実させよう、譲る気はないという話になりがちですので、ほかの施策との調整が結果的にに行いにくくなっているということがあります。

京丹後市が現在置かれているような、政策を大胆に組み直して、場合によっては、規模を縮小していかなければならないという話をしていく際には、非常にやりにくい形になっているのではないのでしょうかという指摘です。

この人権分野でもたまたま充実した事業計画があったから指摘したということであり、この分野だけの重大な問題という趣旨で指摘しているという訳では

ありません。

そういう意味では、この意見についてもう少しトーンを緩めても良いかと思いますが、委員の皆さま、いかがでしょうか。

委員長 一人の市民がいろいろな分野のことに興味を持ってくれるということは、なかなかありません。

人権であれば人権に、観光であれば観光に興味のある人だけが集まって、みんなで知恵を出し合い、計画を作り、その方だけで実施されるというのが実際に行われているところですが、そこを多少変えたいということです。

財政上の問題などがいろいろあって、分野間の調整をせざるを得ないと、どの分野でもベストの意見を聞いて、そのとおりにできる範囲で実施するという進め方では厳しいということがあります。

所管部局からの御意見も踏まえて、少し文言を変えたほうが良いと思っています。

どう修正するかは別にして、とりあえず所管部局からいただいた補足説明、意見に沿うような感じで修正したいと思います。

続いて、(2)のめざす目標についての指摘ですが、補足説明・意見欄に書かれている内容は、委員会からの指摘について、修正して欲しいという趣旨ではないということですね。

この施策の外部評価結果(案)については、全体的には、おおむね目的や事業構成についても妥当ではないかという判断の下で、いろいろなアイデアを出したり、一層こういったことをされてはいかがかと言ってみたり、というトーンです。

外部評価結果(案)の内容を読んで、素直にそのように受け取ることはできないのであれば、全体のトーンを考えるとということになりますが。

所管部局 人権や男女共同参画の問題というのは、自分にとって身近な問題として捉えてもらえないということもあって、余り表に出てこないということがあります。

先ほどのめざす目標で掲げている人権学習会への参加人数の目標値と実績値の乖離^{かいり}についても、常に高い目標を掲げて、なかなかそこに到達できないから、目標値を低く設定するのではなく、少しでも多くの方に参加してもらいたいということで、目標は少し高めに掲げておきたいという気持ちもあります。

その中で、効果が上がっていないかのような書き方をされることで、だから不要だというようなことになっていくと少し本末転倒のような気がします。

地道な取組になってしまいますが、だからこそ大切な部分がありますので、その辺は評価の中に生かしていただければありがたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

次に施策の見通しについてです。

(1) では、法律相談における無料法律相談について縮小しては、ということをお願いしています。

この件に関しては、司法改革の関係もあって、弁護士の数が増えたということもある中で、法と市民の世界をうまくつなぐということで、現在の外部評価結果（案）の内容でも、ある程度の効果は維持できるし、費用的には明らかに削減できるのではないかと思います。

委員 確かにそうですが、外部評価結果（案）にある大学の法学部や法科大学院による法律相談というのは、実際にできるのでしょうか。

また、行っても良いのでしょうか。

委員長 舞鶴市でも法科大学院生による無料法律相談が実施されていたと思います。

よくあるのは、法学部の中で法律研究会というサークルのようなところで、大学の近所の方を対象に法律相談活動をされるというのは、多くの大学でやっ
てきているところです。

実際に考えられることとしては、外部評価結果（案）には、法学部や法科大学院と書いてありますが、ロースクールを持っているような大学に地域貢献としてやってもらえませんか
と相談してということになると思われ
ます。

また、大学の教員に法律相談を行ってもらおうということも考えられます。

大学としっかりと協定を締結した上でということになると思いますが、そういった手続きを踏めば無料相談を行うことが可能と思われ
ます。

弁護士に代わることはできませんが、このようなことが法的にはどう扱われるのかとか、弁護士に相談する案件なのか、お金を払ってまで相談したほうが良いのかなどの仕分はできるかと思われ
ます。

市の役割は、法律相談窓口があることを知らないとか、敷居が高いとかいう理由で相談をされない人を適切につないでいくということであれば、そういっ

たサポートの仕方もあるのではないかとのことですが。

所管部局 一度の相談で終わるのであれば、御提案いただいているような機会があっても良いとは思われますが、最後の拠り所として相談される方もおられます。

現在、実施している法律相談にプラスして実施するというのであれば、可能性として考えられますが、現在行っている法律相談に代えて、法科大学院による法律相談を実施するということには抵抗があります。

委員長 実態としては、最初のつなぎというより、この無料法律相談が最後の砦のようになっている人がいるということですね。

逆にそれが市の仕事なのかという部分はあります。

それだけ相談にいかざるを得ない人であれば、自分のお金で相談に行くべきではないかという気はします。

市民を弁護士などにつなぐことの正当性を考えると、市が、費用も負担してまで、継続して相談に来られているというのは、説明しづらいと思います。

所管部局 合併当初からそのままの内容で事業を実施している訳ではありません。

当初は年12回の無料法律相談を開催していましたが、社会情勢の変化を踏まえて、徐々に減らしてきており、平成25年度は年4回にまで減らしています。

所管部局 かなり開催回数を減らしていますので、これ以上減らすことは難しいと考えています。

委員長 所管部局から最終的には3回まで減らすというお考えを聞いて、委員会としては2回以下に減らすべきという意見にしています。

確かに3回を2回に減らしてもそんなに違いはないような気がします。

非常に細かい部分での意見になっていると思います。

そういう意味では、外部評価結果（案）に記載されている「社会情勢が変わってきている中で」という部分をもう少し丁寧に書くとか、法律相談を受けたほうが良いのに、敷居が高いと感じるなど、心理的な抵抗があって相談できない人もおられるので、そういった方に最初に利用してもらおうという役割というような中身のことが市のこの事業の本来の役割だと思いますので、そこを踏まえて、施策を進めていただきたいということになります。

所管部局 元々、弁護士がいなかった地域ということがあり、弁護士に相談するという

習慣のようなものが根付いていないので、無料法律相談の機会を設け、気軽に相談できるようにしていきたいという部分もあります。

委員 長 そういう意味では、司法改革も進み、この十数年間で社会情勢も変わってきているということがあります。

所管部局 社会情勢の変化に合わせて、無料法律相談の回数を徐々に減らしてきています。

委員 長 先ほど所管部局から御発言のあった、法律をより身近にとか、こういった問題は法律問題に該当するののかということについては、法科大学院の協力による無料法律相談のほうが良いような気がします。

所管部局 現在行っている無料法律相談をやめて、それに代えて試しに実施してみるということはいかがなものかという気がします。

委員 現在行っている無料法律相談にプラスしてというところからでも良いように思われます。

委員 長 行政評価の視点になりますので、(1)については、この分野における市の役割についてももう少し書いた上で、なので、より市民に法律の世界に触れてもらうために大学との共同ということも試してみたいかというくらいの指摘にしましょう。

委員 長 次に施策の見通しの(2)についてです。

委員会としては、市としてはできることはやっておられるが、ややマンネリ化している部分があるのではないかと。

そのため、新しく市民の皆さんに何か企画してもらい、人権イベントみたいなことを行ってもらうことが効果的ではないかという趣旨であって、現在行っている取組がダメだとか、現在行っている取組に替えてこういった新しい取組を実施してはという訳ではありません。

また、現在ある市民団体に何かやってくださいと言っている訳でもありません。

イメージとしては、いつも来ていただいて、人権について御理解をいただいている方々に補助金などを活用してもらい、御自身で何か企画していただくことは無理ですかと声を掛けて回るといふ、従来の話を聞くといふ、ある意味、受動的な取組から自分たちで企画するといふタイプの、自分たちが積極的に動

くことで学びになるような人権の取組を行って、変化を付けるというか、新しい風を吹かせるというか、そういったことは無理でしょうかという趣旨ですがいかがでしょうか。

所管部局 現在行っている取組において、毎回、参加者からアンケートを取らせていただいております。

そうすると、約9割の参加者から良かったという回答が得られています。

面白くなかったから参加されない訳ではなく、参加してみたらものすごく良かった、実際に参加してみたらこんなに良いお話が聞けたと、多くの方が感動されます。

参加者が少なかったから、現在の取組をやめるというのは、すごくもったいないことで、より多くの人にもっと聞いて欲しいと思っています。

現在行っている講演会などのお話の内容は非常に良かったという声があるのが実際の部分です。

委員長 委員会の意見は、現在行っている内容をやめてくださいとか、大きく変えてくださいという指摘ではなかったと思います。

現在の取組で使っている予算のほんの少しでも良いので、新しいことを行って、従来関わってこなかった人にも広げる努力を少しされてはどうでしょうかというくらいの提案です。

したがって、委員会の意見と先ほどの所管部局からの説明は、そんなにずれている訳ではないように思われます。

所管部局 現在、行っている講演会などにもっとたくさんの方が来て欲しいと思っており、もっとPRなどに力を入れていきたいと考えています。

委員 現在、市が開催している「みんなのつどい」は、中学生が本当に素晴らしい人権の作文を読んでもくれます。

そのため、PTAの方に参加のお誘いをさせていただいていますが、余り参加していただけていないという現状です。

委員会意見に対する教育委員会事務局からの補足説明、意見として、「既存のPTA等社会教育関係団体や地域公民館は、必要に応じて事業費を確保し、工夫しながら独自に人権学習に取り組んでいます」と書いてありますが、独自に取り組むと、必ずそこに費用が発生するのではないかなと思います。

独自で人権学習に取り組まなくても、恐らく、社会教育のほうでP T Aの皆さんもそういった勉強をしょっちゅうされているのではないかなと思います。

そのため、P T Aの方にもこの「みんなのつどい」に一緒に入っていただいたほうが、それぞれのいろいろな考え方がその場で作ってきますので、お互いに助け合っていこうという気持ちが起こる場だと思っています。

所管部局 今回の御発言については、先ほど委員長が言われたように、別の行事をするのではなく、まず現在のイベントの中で参加できるような新たな取組を行い、子どもが作文を読むことによって親が来ますので、もう少し違う形で参加してもらい、講演内容が非常に良いので、一人でも多くの人に聞いて欲しいと思います。

委員長 それでは、外部評価結果（案）の「市民団体などに人権に関する学習会や講演会を自ら企画し、実施してもらおう」の部分を修正したいと思います。

余り抽象的なことは書きたくありませんが、どのように書いたら良いでしょうか。

現在の文章のままだと別のイベントを更に実施してくださいと読み取れますので、その部分は変えたいと思います。

所管部局 現在の企画内容を工夫するという事だと思います。

委員 せっかく、これまで作り上げてきた「みんなのつどい」ですので、このイベントをもっと生かしていただきたいと思います。

委員長 企画内容を工夫して、参加型のイベントを増やすとかいうことでしょうか。

所管部局 人権に関する演劇を子どもにってもらおうというアイデアも考えられます。

委員 そういった形にすれば、子どもの姿を見るためにP T Aの方も参加していただけたらと思います。

イベントそのものを変えるのではなく、現在のイベントの内容を工夫して変えれば、費用を掛けずに充実したものになり、皆さんに参加してもらえと思っています。

委員長 まとめに入りたいと思います。

外部評価結果（案）の後段部分について、これらの取組が実施されているところであるが、これまで取組に関わってこなかった市民に関心を持ってもらえるように、参加型の企画を充実させるなど取組を行うというような表現に修正

したいと思います。

一つの大きなイベントの周辺を充実させるような形で従来参加されていなかった人にも足を運んでもらえるような努力を一層進めるというくらいでまとめたいと思います。

いかがでしょうか。

委員 市民団体とPTAとが一緒にがんばっていただきたいので、PTAという表現も入れていただきたいと思います。

委員長 修正後の外部評価結果（案）では、市民団体などという文言は削除しますので、広い意味で参加型のイベントを増やすことによりというくらいで考えています。

委員長 次に歳出抑制の部分について、委員の皆さん、所管部局からの補足説明と意見を踏まえて、いかがでしょうか。

委員 その他に関してですが、ここで記載されている人権啓発推進団体負担金の中に京丹後市人権啓発推進協議会等負担金、京丹後市人権擁護委員協議会負担金、京丹後市保護司会負担金があります。

これらの団体を一つにまとめることはできないでしょうか。

これらの団体の活動内容が分からなかったので前回の委員会では、発言できなかったのですが、もし、活動内容が同じようなものであれば、一つの団体でもよいのかなという問題意識を持っていました。

委員長 これらの団体の役割は、異なるということでしょうか。

所管部局 協議会を組織している趣旨はそれぞれ違いますので、京丹後市人権擁護委員協議会と京丹後市保護司会では、趣旨も活動内容も全く異なってきます。

また、全体で一緒にやってみようということで、京丹後市人権擁護委員協議会も含めた関係団体で組織して、一つにしているのが京丹後市人権啓発推進協議会ということになります。

人権に関する団体については、全て集めて一つにしています。

委員 そのほうが連携できて良いかもしれませんね。

所管部局 協議会では常に連携して取組を行っています。

それと、外部評価結果（案）のその他の「負担金の支出先団体の活動内容が決算附属資料の記載からは分からない」という部分についてですが、様式上の

問題や空スペースの関係で対応できない場合もありますが、人権啓発推進団体等負担金の決算附属資料については、スペースもありますので、工夫はしたいと思います。

委員長 以前からずっと言ってきたことで、昨年度は社会福祉協議会に対する補助金について、指摘しました。

補助金や負担金などがどのように使われたのかが分からないと議論しにくいのでという内容になっています。

歳出抑制の部分に戻りますが、正直、現在外部評価結果（案）に掲げているメニュー以外は思いつかないということになります。

しかし、所管部局からの補足説明、御意見では、遠回しにこれ以上の削減はできないと記載されています。

そうは言っても、ほかに削る余地はありませんので、よほど、法律などで規定されているという以外は、現在の書きぶりになると思います。

そのような中で、皆さんの御意見を伺いたいのは、（５）の犯罪被害者支援事業の部分です。

基本的には、国の政策ではあるが、自治体で条例を制定して、一定同じ水準で支援を行っているということが、所管部局からの補足説明、意見として書かれています。

添付資料では、京都市は若干手厚い見舞金の内容になっていますが、それ以外の見舞金を支給している京都府内の市町では、どこの市町でも、死亡の場合には３０万円、傷害の場合は１０万円と同じ水準で見舞金を支給しています。

事務局 京都市は、京都府内のほかの市町と比較して手厚いのでしょうか。

資料の説明では、生活困窮と認められる被害者又は遺族と、生活困窮と認められると限定されているので、この部分があるので、逆に手厚くないのではとも読み取れますが。

所管部局 実態としては、ほとんど支給されていると聞いていますので、手厚いということになります。

事務局 一定の収入があっても生活困窮と認められるのでしょうか。

所管部局 京都市ではこの事務を委託し、委託先で実施されていると聞いています。

もちろん生活困窮という要件がある訳ですが、ほとんどの状態でクリアされ

ている状況と聞いています。

委員長 そういった意味では、事務局からは、京都市に合わせて支給要件を変えろという方法もあると示唆いただいたところだす。

一般論として、こういった制度を作ったばかりなのに見直しをというのは、なかなか機運として難しいと思われます。

今後、いづれ外部評価のこの施策を評価する機会もあると思いますので、今回の評価では、この部分の提案をしないということも考えられます。

所管部局 自治体側の気持ちとしては、法律は作られまましたが、任されたのは各自治体です。

そのような中で、犯罪被害者の方は、住んでおられる場所に関係なく、犯罪被害者であることに変わりありません。

住んでいる場所によってその支援の内容が違ろということ自体が、どちらかと言うと、国の責任放棄ではないかという気持ちもあります。

そういった中では、どこに住んでおられても同じような形で支援すべきだということがありますので、京丹後市だけ手厚くするのであればまだ分かりますが、ほかの自治体の水準より低くすることは考えにくいです。

委員 各市町村が整備している段階にあるという制度ですので、現段階では、外部評価結果（案）から削除して、制度が成熟した段階で評価すべきと思われます。

委員長 外部評価結果（案）で具体的に意見を書くと、いろいろな不都合も考えられますので、今回は（5）を削除します。

（6）の丹後法律相談センター運営補助金については、いかがでしょうか。

今後、市の財政が非常に厳しくなつた場合は、廃止も含めた事業の見直しの検討をという外部評価結果（案）に対し、所管部局からは、京丹後市の意向だけではやめることはできませんが、検討はしていきたいということなので、このままの内容で残そうかと思つています。

よろしいでしょうか。

委員 はい。

所管部局 歳出抑制の（2）の人権啓発推進事業と（3）の人権啓発推進団体等負担金、（4）の市民相談事業について、「事業の実施内容の見直しなどについて検討し」という部分が、所管部局としては引っかかる部分です。

この部分については、所管部局としてずっと検討して見直しをしています。

現在の書きぶりだと、見直しもしていないし、検討もしていないと受け取れます。

更なる削減をとという部分は、御提案として構いませんが、これだけ努力して削減しているのに所管部局として、何もしていないかのように書かれるとつらいところがあります。

委員長 あっさり書くと、「〇〇事業について、更なる事業費の削減を図ってはどうか」となります。

所管部局 そのほうがすっきりすると思います。

委員長 委員会として、この文章に込めていた思いとしては、事業内容を創意工夫し、サービス水準を落とさずに事業費を落とすよう知恵を絞って更なる削減を図ってはどうかということです。

事務局へお願いしたいと思いますが、できれば後者で何か文書をまとめたいと思います。

現在のままの書きぶりでは、行政評価の視点から何か問題があるように読み取れてしまいますので、このような形でまとめたいと思います。

(2)と(3)、(4)について、「〇〇事業について、サービスの水準をなるべく落とさないように工夫しつつ、事業の内容を工夫し、更なる事業費の削減を図ってはどうか」、くどいですがこのようにしたいと思います。

では、所管部局から充実した補足説明と御意見をいただいたおかげで、いろいろ勉強になったと思います。

● 外部評価結果（案）の確認（第5回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（事務局から資料「外部評価結果（案）」に基づき前回からの変更箇所を説明）

委員長 歳出抑制の視点の(1)の人権教育事業と(2)の人権啓発推進事業、(3)の人権啓発推進団体等負担金、(4)の市民相談事業の内容は、修正案のとおりで良いかと思います。

所管部局からは何もやっていないかのような書きぶりになっているという御意見でした。

ほかの施策の外部評価結果とトーンが違うのではないかという委員からの御

意見もあろうかと思いますが、やり取りの中で書きぶりを変えることによって、所管部局が意見を受け入れてくれるのであれば、書きぶりを変えても損はないと思います。

修正後の書きぶりは、「事業効果をなるべく落とさないようにしつつ、事業内容をより一層工夫することで、更なる事業費の削減を」となっており、正直くどのような気もしますが、そういったことで文言を追加したということで、委員の皆さんよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 次に施策の見通しについての（１）の法律相談事業における無料法律相談についてです。

修正前の外部評価結果（案）の内容について、学生などによる法律相談だけで十分だと読み取れたので、そういった法律相談だけでは成り立たないと所管部局から意見があり、委員会としてもそういうつもりではなかったということでした。

法律相談を本来あるべき姿で縮小しながらやって、それとは別に大学との協力による法律相談もあれば、お金も掛からず便利ではないかというお話です。

修正後の内容を更に修正するとすれば、同じ人が継続して無料法律相談を利用されるということが、公共の市役所が実施する事業としてなじまないというニュアンスの文言を追加することが考えられます。

他市の中には、同じ案件に関しての複数の相談は認めないという事例もあるということなので、そういった運用をされてはどうかということを行うということになります。

正直冷たいなという感じもしますが、弁護士への相談というのは決して安いものではありません。

委員 弁護士と市民をつなぐということが、本来の目的の部分だと思います。

委員長 たくさんの方が何回も相談に来られているので、回数を減らせませんということですが、それは本来の目的とは異なりますので、複数の相談を認めないという運用をして、相談者が少なくなるようであればその実態に合わせて更に縮小すべきだということになると思います。

施策の見通しの（１）については、今の内容で委員の皆さんに御納得いただ

けたとして、施策目的の（２）の人権学習会への参加者数と目標数値が掛け離れているということについて、再ヒアリング時に所管部局から「少しでも多くの方に参加してもらうため、少し高めに目標を掲げ、その目標に向けてがんばっていきたい」という補足説明を受け、「目標が達成できるよう」という文言が追加されていますが、修正後の内容でよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 施策目的の（１）ですが、人権の計画を網羅的に作っても、人権関係のイベントには毎回同じような方しか来られなくて、ピントが合わない、広がらないというのは困るなということが言いたかっただけです。

ほかの案としては、人権教育・啓発推進計画について、もう少し計画期間を短くし、焦点を絞り、より多くの方が興味を持つように工夫してはどうかという辺りが、改めて考えて言いたいことなのかなと思います。

委員長 施策目的の（１）に関しては、先ほど私が発言した内容に修正するというところでよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 では、人権教育・啓発推進計画について、計画期間をもう少し短くし、重点的なテーマを絞り、より多くの方に関心を持ってもらえ、参加してもらえるような取組も考えられるのではないかといいくらいにしたいと思います。

● 外部評価報告書の確認（第6回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（事務局から資料「外部評価報告書（案）」内の「外部評価結果（人権の尊重）」に基づき説明）

委員長 この施策については、何回も議論したところですが、いかがでしょうか。

事務局 施策目的の（１）で「より多くの市民に人権に対する興味や関心を持ってもらうため」の部分の興味という文言がやや適当ではないと思います。

委員長 確かに人権に興味を持つというのは違和感があります。

事務局 もっと知ってもらうという意味で興味という表現になっていると思われませんが。

委員長 相性の良い組合せではないと思われませんか。

人権に対する関心を持ってもらうためだけで良いように思われます。

事務局 人権に対する理解と関心を持ってもらうということになるでしょうか。

委員長 短いところで伝えなければなりませんので、文言を削りましょう。

人権に対する関心を持ってもらうためにしましょう。

あの手、この手で仕掛けて、来てもらうということでは、興味という文言を入れたほうが良いかもしれませんが、この文章を読んだだけではそのことは伝わらないと思いますので、関心を持ってもらうということにしましょう。

では、施策の見通しの（１）についてもよろしいですね。